

平成26年8月9日 理事会決定

日本教育情報学会 事務局規則

(目的)

第1条 日本教育情報学会（以下、本会という）の定款第2条の規定に掲げる本会の事務局について必要な事項を定め、事務局の適切な運営を図ることを目的とする。

(所在地)

第2条 本会の事務局を、岐阜大学総合情報メディアセンターC館内（〒501-1193 岐阜市柳戸1-1）に置く。

(職務)

第3条 事務局は、別表に掲げる事務のほか、本会の運営に必要な事務を行う。

(体制)

第4条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局に若干名の事務局員を置くことができる。

(事務局長)

第5条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局長の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

3 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その間、運営委員会が代理の事務局長を指名する。

(事務局員)

第6条 事務局員の任免は、運営委員会の承認を得て事務局長が行う。

2 事務局員は、事務局長の指示した職務にあたる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成26年8月9日から施行する。

別表（第3条関連） 事務局の所掌事務

1) 総務関係

1. 学会の運営に関する事
2. 評議員会、理事会その他の会議に関する事
3. 定款の改正、その他諸規則の制定及び改廃に関する事
4. 会員に関する事
5. 報酬、賃金及び旅費に関する事
6. 印章に関する事
7. 文書に関する事
8. 事務局の組織に関する事
9. 情報公開に関する事
10. その他総務に関する事

2) 経理関係

1. 事業計画・収支予算及び決算に関する事
2. 収入及び支出に関する事
3. 資金計画の策定及び資金の調達に関する事
4. 契約に関する事
5. 現金、預金、有価証券及び物品の出納に関する事
6. 財産の管理に関する事
7. 資金の運用に関する事
8. その他経理に関連する事

3) 事業関係

1. 学会の事業の推進に関する事
2. 国又は地方公共団体等からの補助・受託事業に関する事
3. 学会の広報に関する事
4. その他事業に関連する事